

平成23年度第3回大阪府都市計画公聴会の
公述人の意見に対する考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は次のとおりです。

○南部大阪都市計画用途地域の変更

公述人	都市計画案に係る意見の概要	府の見解
C	<p>用途地域</p> <p>和泉市内には非常に膨大な準工業地域があるが、その多くは大都市のベッドタウンと化して住工混在となっており、本来準工としての役割を果たすべき小規模な工場が住宅の進出による公害問題の顕在化で、準工業地域から出ていく状況になるのではと考えていた。そのため、西部地区の第二種住居地域は住居と工場が一体となることを想定していたと思うが、それを準工業地域に15haも変更するのは、当初の考え方から逆行するものではないのか、再考願いたい。</p>	<p>西部ブロックは、和泉市都市計画マスタープランにおいて、研究開発と生産の一体化で技術革新を目指す企業や先端産業などの新たな企業の誘致を推進するため、テクノステージ和泉地区とともに産業拠点地区として、位置づけられています。現在、本地区の「特定業務施設用地」は約96%売却済みであり、テクノステージ和泉も100%完売の状況です。</p> <p>このようななか、近年、企業からの進出意欲が強いことから、「その他の公益的施設用地」を「特定業務施設用地」へ変更するとともに、生産のための機械を使用する企業ニーズにも対応するため、用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更するものです。</p> <p>第二種住居地域は、住居と店舗や事務所等の併存を図りつつ、住居の環境を保護する区域であり、今回のような生産のための機械を使用する企業誘致には準工業地域が適しています。</p> <p>なお、住工混在を防止するため、地区計画で住宅の立地を制限します。</p>